北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表令 和 5 年 11月 7 日

【照会先】

担当

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課 長 河合 博文 統括特別司法監督官 吾子 勇二 <電 話>011-709-2311 (内線 3542)

報道関係者 各位

自動車運転者を使用する事業場の90.8%で法令違反

~ 自動車運転者を使用する事業場に対する令和4年の監督指導状況~

北海道労働局(局長 三富 則江)では、この度、管下 17 の労働基準監督署(支署)が、トラック、バス及びタクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和4年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

1 監督指導を行った事業場は<u>184事業場</u>で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは167事業場(90.8%)となっています(別紙1の1参照)。

また、改善基準告示 違反が認められたのは、<u>125事業場(67.9%)</u>となっています(別紙1の2参照)。

- 2 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に 労働時間<u>(59.2%)</u> 割増賃金<u>(32.1%)</u> 時間把握(10.9%)となっています(別紙1の1参照)
- 3 主な改善基準告示違反事項は、多い順に 最大拘束時間 (49.5%) 総拘束時間 (39.7%) 連続運転時間 (37.0%) となっています (別紙1の2参照)。 (「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間 (トラック・タクシーは1か月間、バスは4週間)における拘束時間をいう。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「休息期間」は勤務と次の勤務の間の自由な時間をいう。)
- 4 改善事例

荷主との協議などにより、労働時間削減につなげた事例を紹介します(別紙1の4参照)。

5 北海道労働局における今後の取組について

北海道労働局では、令和6年4月の時間外労働上限規制と改正改善基準告示の適用を控え、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努めるとともに、監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。併せて、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、取引先となる荷主事業者に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組の要請を行っていきます。

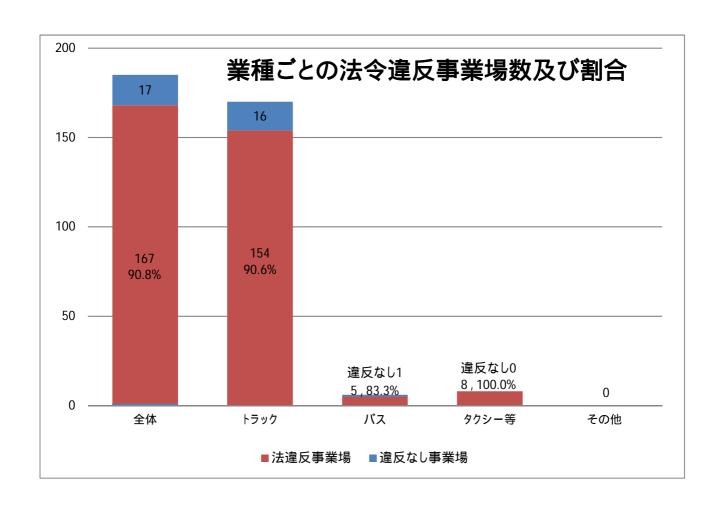
1 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

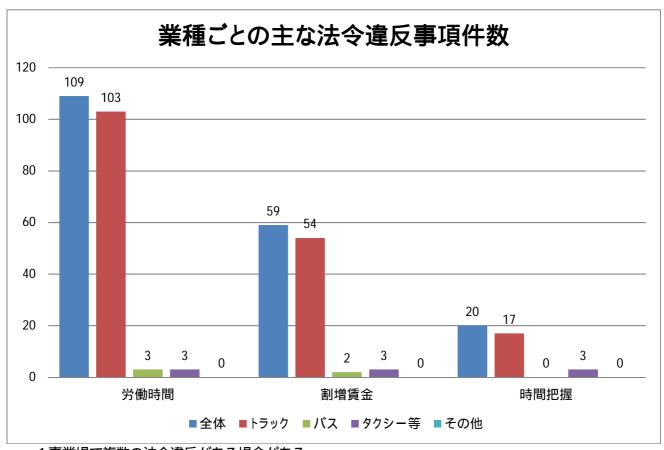
表中の()内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

事項業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項			
			労働時間	割増賃金	時間把握	
トラック	170	154 (90.6%)	103 (60.6%)	54 (31.8%)	17 (10.0%)	
バス	6	5 (83.3%)	3 (50.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	
タクシー等	8	8 (100.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	
その他	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
合 計	184	167 (90.8%)	109 (59.2%)	59 (32.1%)	20 (10.9%)	

タクシー等: タクシー及びハイヤー。以下同じ。

その他:トラック、バス及びタクシー・ハイヤー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場(自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など)。以下同じ。



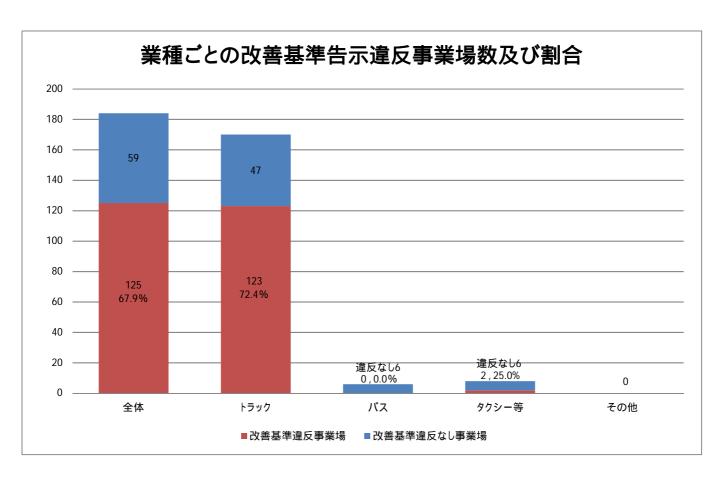


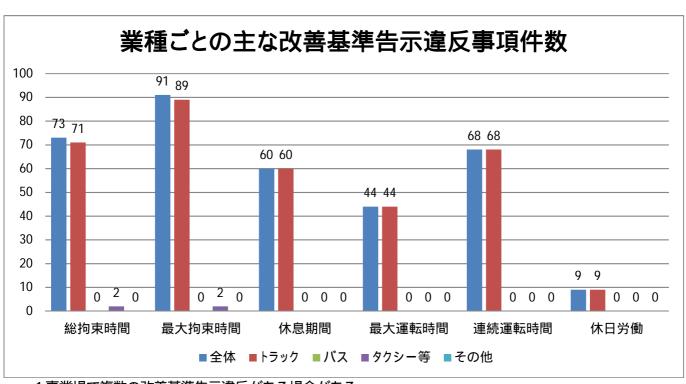
1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

2 業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

	監督実施事業	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項					
業種	場数		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息 期間	最大運転 時間	連続運転時間	休日 労働
トラック	170	123 (72.4%)	71 (41.8%)	89 (52.4%)	60 (35.3%)	44 (25.9%)	68 (40.0%)	9 (5.3%)
バス	6	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タクシー等	8	2 (25.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	184	125 (67.9%)	73 (39.7%)	91 (49.5%)	60 (32.6%)	44 (23.9%)	68 (37.0%)	9 (4.9%)

表中の()内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。



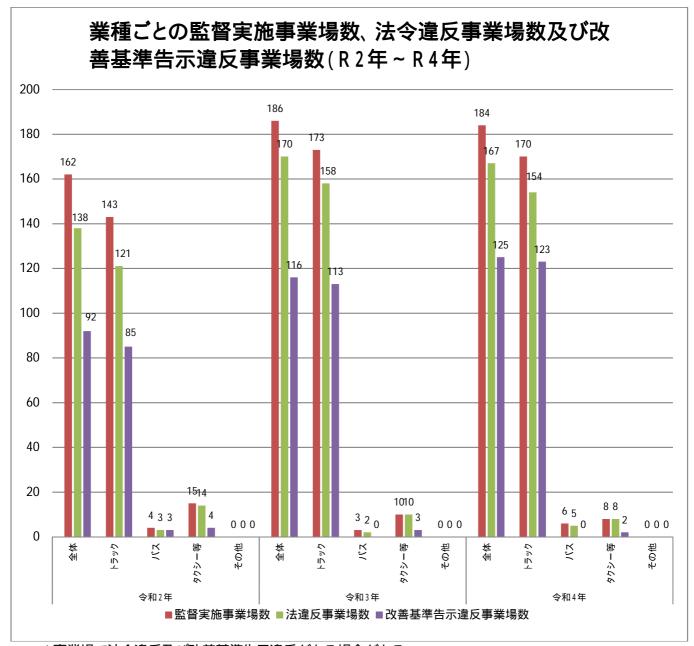


1事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

3 令和2年から令和4年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違 反事業場数、改善基準告示違反事業場数

	年			
業種・事項	4	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	監督実施 事業場数	143	173	170
	労働基準関係法令違	121	158	154
	反 事 業 場 数	(84.6%)	(91.3%)	(90.6%)
	改善基準告示	85	113	123
	違反事業場数	(59.4.%)	(65.3%)	(72.4%)
	監 督 実 施 事 業 場 数	4	3	6
11°¬	労働基準関係法令違	3	2	5
バス	反 事 業 場 数	(75.0%)	(66.7%)	(83.3%)
	改善基準告示	3	0	0
	違反事業場数	(75.0%)	(0.0%)	(0.0%)
タクシー等	監 督 実 施 事 業 場 数	15	10	8
	労働基準関係法令違	14	10	8
ラ ククー 寸	反 事 業 場 数	(93.3%)	(100.0%)	(100.0%)
	改善基準告示	4	3	2
	違 反 事 業 場 数	(26.7%)	(30.0%)	(25.0%)
	監 督 実 施 事 業 場 数	0	0	0
その他	労働基準関係法令違	0	0	0
その他	反 事 業 場 数	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	改善基準告示	0	0	0
	違反事業場数	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	監 督 実 施 事 業 場 数	162	186	184
	労働基準関係法令違	138	170	167
	反 事 業 場 数	(85.2%)	(91.4%)	(90.8%)
	改善基準告示	92	116	125
	違反事業場数	(56.8%)	(62.4%)	(67.9%)

表中の()内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。



1事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

4 監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例 【トラック】

<事例1>

【事業場の状況】

日用品等の配送業務に従事する自動車運転者について、スポットでの配送業務量が増加したことにより、36 協定の協定時間を超える時間外労働が発生し、一部の自動車運転者において時間外労働時間数が月100時間を超えていた。

(「36協定」とは時間外労働時間数の上限等を労使間で協議した書面による協定をいう。)

【事業場における取組】

事業主が自動車運転者からの意見を参考にして、荷主と協議を行い、荷の積込み時間及び出発時間を調整するとともに、日によって自動車運転者間で担当する配送ルートの入れ替えやツーマン運行を実施したことで、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。

<事例2>

【事業場の状況】

特定の業務に従事する自動車運転手について、恒常的な時間外労働が認められ、一部の自動車労働者において時間外労働時間数が月80時間を超えていた。

【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行った結果、荷主が荷の積込み作業の一部を分担することで、積込み時間を短縮させるとともに、高速道路を利用することで自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。

- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも 長時間の荷待ちの改善に向けて ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします。



道路貨物運送業の実態

▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

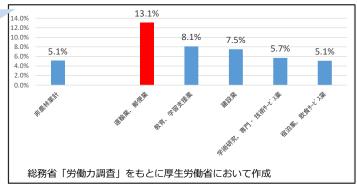
道路貨物運送業は、 他の業種に比べて 長時間労働の実態にあります

脳・心臓疾患の支給決定件数(上位業種)



月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合*(上位業種)

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



過労死等の労災支給決定件数も 最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示*が定められており 道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません



※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号) トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には 昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは 見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

▲このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



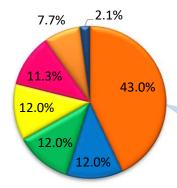
国民生活や経済活動に不可欠な 社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の 発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における 違反原因行為の割合(R5.7.31時点)

- ■長時間の荷待ち
- ■依頼になかった附帯業務
- ■運賃・料金の不当な据置き
- □過積載運行の要求
- ■無理な配送依頼
- ■拘束時間超過
- ■異常気象時の運行指示



国土交通省は 違反原因行為*が疑われる荷主に 「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で 荷主都合による長時間の荷待ちが 約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

■ 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、

長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と 長時間労働の改善に向けたガイドライン」 (厚生労働省・国土交通省・公益社団法人 全日本トラック協会(2019/08)

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、

トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。 また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない** ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や 裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません**。 労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする** 場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー 不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に 事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、

荷主の皆様、**「標準的な運賃」**の 趣旨をご理解いただき、 ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

「荷主」って誰のこと?



当社は商品を受け取る だけなので 関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。 うちは小さいから関係な いはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主だけではなく**、 **荷物の受け取り手である着荷主も該当**します。 また、**会社の規模なども関係ありません**。 皆さんの行動も、トラックドライバーの方の 長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、

都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。 ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		
					(2023.9